三　環境
四　収益性
五　前各号に掲げるもののほか、一般の取引における価格形成上の諸要素
2　前項の対価は、同項に規定する事例が収集できないときは、次に掲げる事項のいずれかを基礎とし、適宜その他の事項を勘案して、算出するものとする。
一　借賃、地代、小作料等の収益から推定されるその土地の価格
二　買収すべき農地又は採草放牧地の所有者がその土地の取得及び改良又は保全のため支出した金額
三　その土地についての固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。次条において同じ。）その他の課税の場合の評価額
（附帯施設の対価の算定方法）
第二十六条　法第十二条第二項において準用する法第九条第一項第三号の対価は、土地にあつてはその土地に係る固定資産税評価額とその土地の近傍の農地に係る固定資産税評価額との関係等を基礎とし、当該近傍の農地について前条の算定方法の例により算出される額に比準して算出するものとし、立木、工作物又は水の使用に関する権利にあつては同条の規定の例により算出するものとする。
第三条の三中「第十五条の二第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。
第一条の二十三から第三条の二までを削る。
第一条の二十二中「第一条の十四各号」を「第十四条各号」に改め、同条を第二十二条とする。
第一条の二十一中「第一条の十三各号」を「第十三条各号」に改め、同条を第二十一条とし、第一条の二十を第二十条とする。
第一条の十九の前の見出しを削り、同条第一号中「二十ヘクタール」を「十ヘクタール」に改め、同条を第十九条とし、同条の前に見出しとして「（良好な営農条件を備えている農地又は採草放牧地）」を付する。
第一条の十八第一項第二号中「第一条の十第一項第二号ヘ」を「第十条第一項第二号ヘ」に改め、同号イ中「第一条の十第一項第二号イ」を「第十条第一項第二号イ」に改め、同号ロ中「第一条の十第一項第二号ロ」を「第十条第一項第二号ロ」に改め、同号ハ中「第一条の十第一項第二号ハ」を「第十条第一項第二号ハ」に改め、同号ホ中「第一条の十第一項第二号ホ」を「第十条第一項第二号ホ」に改め、同条第二項中「第一条の十第一項第二号ヘ」を「第十条第一項第二号ヘ」に改め、同条を第十八条とする。
第一条の十七第一項中「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第六号」に改め、同条を第十七条とする。
第一条の十六中「第一条の八第二項各号」を「第八条第二項各号」に改め、同条を第十六条とする。
第一条の十五第一項ただし書中「第一条の八第一項各号」を「第八条第一項各号」に改め、同条第二項中「第一条の二第二項」を「第三条第二項」に、「第一条の七第三項」を「第七条第三項」に改め、同条を第十五条とし、第一条の十四を第十四条とする。
第一条の十三第三号中「（以下単に「土地区画整理事業」という。）」を削り、同条を第十三条とし、第一条の十二を第十二条とする。
第一条の十一の前の見出しを削り、同条第一号中「二十ヘクタール」を「十ヘクタール」に改め、同条を第十一条とし、同条の前に見出しとして「（良好な営農条件を備えている農地）」を付する。
第一条の十第一項第二号ヘ中「第一条の八第一項各号」を「第八条第一項各号」に改め、同条を第十条とする。
第一条の九第一項中「第四条第一項第五号」を「第四条第一項第七号」に改め、同条を第九条とし、第一条の八を第八条とする。
第一条の七第二項中「第一条の二第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第七条とする。
第一条の六第三項を削り、同条第二項第三号中「所有権に基づいて」を削り、「所有権を」を「権利を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三条第二項第二号の二」を「第三条第二項第二号」に改め、第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第四号の二を第三号とし、第五号及び第六号を削り、第七号を第四号とし、同項に次の一号を加える。
五　前項第一号イからニまでに掲げる事由
第一条の六第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
法第三条第二項第一号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。
一　その権利を取得しようとする者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められ、かつ、次のいずれかに該当すること。
イ　その権利を取得しようとする者が法人であつて、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められること。
ロ　地方公共団体（都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団を除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められること。
ハ　教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。
ニ　独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること。
二　耕作又は養畜の事業を行う者が所有権以外の権原（第三者に対抗することができるものに限る。ロにおいて同じ。）に基づいてその事業に供している農地又は採草放牧地につき当該事業を行う者及びその世帯員等以外の者が所有権を取得しようとする場合において、許可の申請の時におけるその者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、イ及びロに該当すること。
イ　許可の申請の際現にその者又はその世帯員等が耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
ロ　その土地についての所有権以外の権原の存続期間の満了その他の事由によりその者又はその世帯員等がその土地を自らの耕作又は養畜の事業に供することが可能となつた場合において、これらの者が耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
第一条の六を第六条とし、第一条の五を削る。
第一条の四第二号中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第四項に規定する特定法人」を「法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けようとする法人」に改め、「農業協同組合」の下に「及び農業協同組合連合会」を加え、同条を第五条とする。